

令和4年3月17日
特別支援教育課企画係
内線：4652

群馬県立特別支援学校管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の概要

群馬県立特別支援学校管理に関する規則の一部を次のように改正する。

- (1) 第十五条中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改め、「総合的な学習の時間」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。
- (2) 第十六条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

2 改正理由

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成31年文部科学省令第3号）で、特別支援学校の高等部の教育課程を編成する科目等に下記のとおり改正があり、令和4年4月1日から施行されるため、準じて群馬県立特別支援学校管理に関する規則の一部を改正するものである。

- (1) 「道徳」から「特別の教科である道徳」に改められた。
- (2) 「総合的な学習の時間」から「総合的な探究の時間」に改められた。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

4 参考

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成31年文部科学省令第3号）新旧対照表抜粋

改正後	<p>第二百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、<u>総合的な探究の時間</u>、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び<u>特別の教科である道徳</u>、<u>総合的な探究の時間</u>、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。</p>
改正前	<p>第二百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、<u>総合的な学習の時間</u>、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び<u>道徳</u>、<u>総合的な学習の時間</u>、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。</p>